保管自転車譲与決定通知書

那都道管第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

那覇市長　知念 覚

年　月　日付けで申請のありました保管自転車の譲与については、那覇市自転車等の放置防止に関する条例実施要綱第13条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 譲与自転車台数 | 台　　 |
| 使用目的 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 譲与の条件 | 1 使用目的以外に用いないこと。2 利益を得るための売却を行わないこと。3 安全に使用できるよう整備及び点検を行うこと。4 譲受後、速やかに防犯登録を行うこと。5 保管自転車を安全に使用するための整備及び防犯登録に要する経費等は、譲受者の負担とする。6 破損又は劣化等により処分するときは、自らの責任において適正に行うこと。7 市長は、使用により生じた損害等について一切責めを負わないものとし、譲受者は、すべて自らの責任で賠償等の対応をすること。 |
| 備考 | 　 |